**車両賃貸借契約書**

　十日町市議会議員一般選挙候補者　　　　　 （以下「甲」という。）

と　　　　（（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の車両賃貸借について次のとおり契約する。

１　使用目的

　　公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　使用期間

　　　　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで　　　日間

４　契約金額　　　　　　円（うち消費税額　　　円）

　　　内訳　１日につき　円（うち消費税額　円）×　　　日間

５　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い本件車両の運転義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務　を負う。

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、十日町市議会議員及び十日町市長の選挙に　おける選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、十日町市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、この場合において、契約金額が当該条例に基づき十日町市に請求できる金額を超える場合は、甲は、その超える額を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、契約金額の全額を甲に請求するものとし、甲は、これを速やかに支払うものとする。

７　その他

　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　令和　７　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　十日町市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者